

松浦記集成附錄

卷之二



48585  
079/  
15縣  
16=6

5219

045



招浦記集成附錄卷之二

目錄

- 大明ヨリ和睦之使者來  
秀吉卿於船入之地大明之使被催船遊  
朝鮮八道并要地諸浦  
豊後之守護大友御折檻  
島津又太郎波多參河守兩人之事  
名護屋御陣所ニ於テ秀吉卿異形ニ而御遊興  
朝鮮舡着之浦ニ取出之城  
甲午九月十八日大坂西御丸御船  
朝鮮陣七年之始末  
城州伏見學問所之記

七項目：願ヒマス：願ヒマス  
一、圓書ハ丁寧ニ取扱ラ  
二、圓書中ノ紙ヲ折ラ  
三、指先ニ種サ付ケテ頁ヲ送ラ  
四、鉛筆等ニテ書入レ  
五、大キナ圓書ヲ片手ニ持ワテ讀マス  
六、圓書ヲ又貰セ  
七、圓書ヲ又貰セ



唐使再渡

大河内茂左衛門秀元相討之首ヲ譲リテ言上  
豊臣家五奉行

宰相有司之病

日本古禮之内事御用之余

教戒

孝道

夫婦

舉賢

朝鮮國行程土脈人品國字地圖

同征伐之節民部卿法印ヨリ觸書

松浦記集成附錄 卷之二

○大明より和睦ニ使者ニ事

吾文祿三年甲午三月十六日沈惟敬遊擊將軍西江ト云所  
よ至て渡海ノ小西振庫守方ハ書翰在リ其趣ハ去年八月  
下旬ニ約セシ如く唐使兩人同道シトシ秀吉公御内意を  
承り和睦ヲ及スベシとの事之折節小西ハ龍山<sup>ヒゲサン</sup>ニ在リ  
か通辞前聖福景徹去穢西堂を以て遊擊宇愚ニ對面させ  
筆談あり其趣山西シ局我一人と一計ひふんぬいか  
有りハと遠慮<sup>シテ</sup>及ひ備前中の言駁増田右衛門尉石田治  
郎少輔大谷刑部少輔小早川隆景ノ右之趣を相談遂言上

148585

0791  
15種  
16=6

連判いとりも處仰ニ曰大明より猛威を振ひて益無  
のるへ一又永く朝鮮在陣より上下の疲勞莫大ゝ事ふれい  
唐使秉朝ノ和モ請ふは任セ和睦可恥ニ余厭調可申ニ旨  
脚送筒有リ因ニ宇愚將軍方より毎月十七日唐使兩人請  
灰龍山より旅館を營み饗膳等能ニ計ヒ可申旨奉行を付け  
置小西ノ金山浦にて急つ、早束名護屋より和睦の  
様子委しく言上せしりハ各談合セしめ可然様子相調ヒ  
可申旨ふりしカニ翌朝又朝鮮へ渡海ノ脚説ニ趣備前中  
伯言敏増田石田あとへ申渡一即唐使兩人同道ニ各々名  
護屋へ参り和睦ニ趣申上け此ニ脚氣色り宜きふリ唐使  
ノ宿ニ義家康公利家へ可然様子取計ヒ可被申肯羽柴下  
後守を以御出されケリ

一大明正使參將謝用梓

別号龍岩

江戸大納言家康卿

一副使

遊翫徐一貫

別号唯吉

加賀大納言利家卿

右宜シ可被馳走旨也

異國の馬ふこと吾朝の馬も相替リ長シ拔群近大之うよ  
静あり

五月十五日より同廿一日迄兩卿にて馳走有(ふリ是  
エリ後ハ別人ニ被仰付十日完饗一可申旨あり)

一番 五月廿二日より六月朔日迄

浅野彈正少弼

二番

六月二日より同十一日迄

建部寺 得

三番

六月十二日より同廿一日迄

小西加清

四番 同廿二日より七月朔日止

太田 和泉守

五番 七月二日より同十一日止

芦浦觀音寺

右の如く沙汰せしめ 聰方の義何れも手前の代官所之内を以相計ひ可申者也

一唐使萬事用所等承り相調ひ可申添奉行之事

増田 右衛門尉内

高田 小左衛門  
服部 源藏

石田 治部少輔内

井口 清右衛門  
大島 茂右衛門

大谷 刑部少輔内

引垣 傳右衛門  
小岩 内膳

小西 捷守内

小西 共七郎  
結城 弥平次

右兩人寃忿夜相詰萬事馳走せしめ 唐使一方からい奉旨を盡しけり

一五月二十三日唐使へ御對面之事

御盃臺

御配膳衆

御前

羽柴 河内侍従  
八幡 侍従

御歎

中江 式部大輔  
山奇 右京進

侍従

御歎

中江 式部大輔  
山奇 右京進

同間役候之衆

江口大納言

加賀 大納言

岐阜中納言

丹波 中納言

大和中納言

越後守 相

次之間

羽柴三吉侍従

龍野 侍従

羽柴下絶守

吉田織部正

河尻肥前守

寺沢志摩守

氏家志摩守

富田左近將監

奥山佐渡守

上田主水 正

御酌通乙之衆

尼子三郎左衛門

三上典三郎

新庄駿河守

長谷川右兵衛

唐使、因賜之目録

一脚太刀

長光

目貫等

後藤作

一同

助光

同

同

一銀子三百枚宛

一小袖二十重宛

一帷子三十宛

一銀子百枚

筆談之 玄蕪西堂 12

一銀子五百枚

唐人供ミ下レ 12

一帷子百

一箇腋百 円下レ 12

以上

一斯シて金カネの脚教寄屋カネヤにて唐使カニシへ脚茶被カネヤハ下レけカニシ其牀尤カニシはきカニシく有リしとあり晚カニシの脚振舞カネヤハタフ長谷川刑部卿法眼勤カニシ之

或曰翠代カツダ以儉約カニシ世カニシを治カニシるを道カニシて日金カニシの教寄屋カネヤハ

唐人カニシさカニシ下レさカニシん致

秀吉卿カニシ床カニシの肠カニシ玉カニシ玉カニシへり茶道カニシ久阿弥カニシ通カニシ尼カニシ三上カニシ兩人カニシ諸候カニシ太夫カニシ其外歴カニシ衆掾カニシ通カニシよ並居カニシ書院カニシ道具等カニシ悉カニシく金カニシ也

床カニシ内カニシ

虚堂墨蹟

玉弓夜雨

晚鐘

唐使衆及カニシ拝覧カニシ一褒義カニシ甚カニシ以委カニシ墨朝カニシよも如此カニシ珍畧カニシ以稀成カニシ旨感カニシ一あへりき其牀カニシはきカニシ日本人の及カニシ所カニシ非カニシ也カニシふり猶カニシ此外珍畧カニシ并名画墨蹟カニシ拝見希讚鑒等カニシ各書數多有カニシ之共贊カニシ之

○秀吉卿カニシ於カニシ船入カニシ之地カニシ大明カニシ使カニシ被催カニシ船遊カニシ事

肥前國名護屋カニシ境地カニシ崎曲カニシ自恣カニシ子與有カニシ稀成カニシ所カニシ東カニシ

百町余り海水入りくり入て四方の風より波を知りに深き  
事底ふき子似たり彼唐使見物一嘉陵三百里し山水ふい  
不足ありどりへとせ瀟湘十里の風景上々事足きりと通  
辯者云つ、感し奉り即

重疊青山湖水長。無邊綠樹顯新粧。遠來日本傳  
明詔。進出大唐報聖光。水碧沙平迎日影。雨微  
烟暗送斜陽。回顧千態皆湘景。不覺斯身在異鄉

又

杳旋轍車來日東。聖君恩重配天公。遍朝萬國播  
恩化。悉撫四夷助垂忠。名護風光驚旅眼。肥州

絕境慰襄躬。洞庭何及北清景。空使詩人吟策窮

又

一奉皇恩撫八紘。忽蒙聖諭九夷清。晴光湧景灵  
暖聚。山勢抱江煙浪軒。度境奇踪難闢靡。楊州  
風物寧堪爭。扶桑聞說有仙島。斯處定知蓬又瀛

秀吉卿と唐使の聯詠。孫脚機靈能くさらりりう人を慰  
めくとて道臣作催し侍り。又數百艘の大船を家への紋付  
する幕式ハ箭式ハ指物を以裝り立款の帆と云ふ。あとも  
く帆ひ出してさ、めきりり、上下離苦得樂の眺み世ぞ

忘きよけり將軍其日の出立しゝよび花やの子輕く敷物  
一 武具ふと船入虎の尾の投鞘の鎧二百本。十文字。  
長刀。何れも金のかぶ具一何れの羽織着一さる中間  
三百人一やうに出立せ持せ信へり勿論供奉行の面に倚  
羅を呈き善々しとるも有又老武者の力もハ若きもふ  
を乏れりこしてばさう不出立くるも有てきのがさはく  
更も云くも言葉ふ一將軍の船へ入うせ玉かて唐使其外  
諸侯大夫より饗膳信ハリ御酒宴やうくく其後脚  
能可被遊とて觀世今春等ふと召て初め信ふ音  
曲海上より響きゆきり龍神の感應有りけす覺へ  
てけり 唐使 も真よ矣一 緋首眉だこれ感へり  
へりぬ天氣徳やりよ海上りて静かありけまひ寢す

天入の影向ましよすよやと見へて見物の上  
下の寛徳を化せうれゆるやかの物一さあいり  
ほ世を忘れよけり二人の唐使并玄ノ穗西堂船  
中よて約束し玉ひ翌日六月十日の朝山里御教房  
屋にて御茶室飾つりゆ露地よい色の菜園ふと  
ばかり簾の里ちのつかり物用ひて諸木枝を連らぬ  
岩はくふ流きよいて涼しく山里の名を應一其さま  
疊ぬ

一四疊羊の御茶室飾一次第

一玉ね帰帆一倉

一細口一花入

一新田肩衝

棚之飾

一茄子之茶入 但内赤ノ盒又在 一瑩天目

一釜

一水注はしガリ

一象牙の茶杓

一へくれけの水指

庭下自ら脚のよひの一玉、何きも不言の唐器なり  
して感一あへりぬ即脚茶を手つり、熙一信へ  
其さま至厚ある舶墨國人のやうよりも無く  
今世佳名の風み見へて誇る所と稀ありけり

一五疊布しくこゑ之間

一玉砌枯木の繪

一高士の香爐

一芭几の花入

一肩衝ふり頭巾

一勝手之飾

一せめひはの釜

一茶入虎膠

一芋頭の水指

一井土茶碗

此間よてハ諸侯太夫衆と茶堂友阿弥と被仰付脚茶

清し給ひりめ

六月二十六日唐使一美酒佳肴取扱へ脚懃の事あと教  
え宣ふて民部卿法印 長束大藏太輔 寺沢吉摩守  
友阿弥と被差越けり  
友阿弥と被差越けり

一六月二十八日唐使衆大明へ可有帰朝之旨被仰出

官苟ノ字

官苟として被遣覧

一生借之摺薄

畫手事

無類子

惟子ニ重死

一辻カ花染帷

十重宛

一淺黄の表段上品

二十匹

一舡中慰之とめ

一筒

一真盃 極上五升入

一本

一きよされの簾

二本

一白承

五百俵

一諸白樽

二百挺

一鶴

生二百

右四人之衆為御使者令持參渡之尚用所之事於有之承  
假へと上意之旨演説せしむる厚脚事不可有此上趣脚  
返各申願而為御礼金城有り一鞍山里下脚對面有て

猶も忝存候様よ御汰沙有りしかい種々拝領と  
申し旁邊分至極至る趣誠を盡し罷立し中に及べ  
此後降ふ見へしこりや朝鮮人といはれかよ趙へ其躰宜  
しかまゝ其頃見へし人との云されり大国のある  
大やうよしめやかふる事言語よ絶えりと感し  
へりぬ大明朝鮮日本と三国和平と扱ひ永く令苦身  
之旨御感之上岡田將監内藤胤禪守御惟子十宛銀  
子百枚完拝領被仰付けり右兩人北坂子付名護座て  
朝鮮との往復十度計りよみ及ひしむ如斯の御感  
みて久勞一時よせし之

一唐使來朝和睦之一條尚脚逐簡并可告報一條目追數  
通有之といへと古世間よ観る朝鮮征伐軍鑑等よ

委りく見へ侍る故略之也

一異國ある弟て接戦高名之御感狀教與又ハ強臆爭論其

外レ珍事ニ至ル近訴ニ成ル事夥シキ雖有之是又不  
載歟れども大友豊後守波多三河守島津又太郎右三  
侯之事ハ脇書留置との也

○朝鮮八道 並要地諸浦

慶尚道

全羅道

忠清道

京畿道

黃海道

江原道

感鏡道

平安道

右八道

西生浦

釜山浦

東策

熊川

安膏浦

唐島

感昌

忠州

○豊後之守護大友御折檻之事

御使者

福原左馬从

一先手ニ城ノ有之者及難儀ニ折節可相救くめ擊ニ城  
々拵置き人數々の置候義其段何れソ存知ノ前より歎

然るより西の急難百死一生ふうといへども不及助成  
刺さへ平壤之様子をも不聞合、近崩き候事。前代  
未聞の仕立不及是非一恨事

秀吉若干年より此道子携るといへども終  
は吾勢越度を取事無かりし是ハ殊子大  
明とし合戦あり日本とせめ旁以一て降可  
冬務情一之處武名子シ不恥忠義之心も無り  
く事武士くる上言語を危くする事あり向後  
くめ一命を可被果し義ありと云へ共賴朝卿よ  
久しく侍り一一家を可及断絶一也聊道子達ふ  
様よシ贋へ侍るよ因て死罪を宥め早能武士  
上を吟味して前非を悔い可申事

一天正午、頃故ニヨ島庫と拠合戦ヲ勝負まぢ  
すうよ付て對某ニ請加勢更不可相救し因  
て無く年未書音也無と云へとも弓箭を  
取る身の習ひいふみふくも士の格如何あれ  
ハ早速令出勢一かの古後輩を可追散ウカめ則  
令出船の處此方一左右をも不相待一及合戦刺  
死越度ニ仕合且ハ洋智故島庫か謀計子カ  
ト一入らき敗北不及び且ハ怯兵故戰ふ内  
しきを不見得して反一戦一大友家先祖の恥を後  
代子残れ奉其罪算へ尽りヘリウニ寔頼サ  
置はる居城ハレ取入也を因國妙見龍王へ近  
入候事古今稀ふる臘病家に蹉跎セし餐主

一陣の城を拵へ置候事、大敵襲ひ来るの節當  
嗤々患難を隨へかとめ又、大臣旧臣等謀  
及有も時、皆く拵籠り其危難をのむさん  
為ふり加様の事をも不顧居城の印を空敷  
せ一事尤恥々向敷事より候雖些國も義無  
相違立置し矣其寛徳よも恥先祖之家業を  
顧み一庶へ勧有へきい理、一当些之彼と  
云是と云其罪不輕一事

一諸侯太夫昇殿有り刻大友家、古くる説  
ノ有之由され共某名家を所由之向則其  
望す應じ候へき勿論加階之義ハ五三人を  
除候て、高く侍ひつる事

一其身の事、安芸守宰相の所へ預置候事  
一彼ノ息事父内些は被仰付候、人れどり久  
久近習よ在つるて云其身子、變りころ曉き者之  
旁以令赦免一候武家を事とせ、父一恥煩しく可思し間  
朝臣は召加へられ候様子同天氣ヲ見可申余公家子嫡  
り候て尤も候加藤肥後守頼り置扶持方立百人分  
可相度事

一大友堪忍分之義童て可被仰付候事

一今度平攘表にて山西糧庫守教度し苦戰其手柄莫大  
ヨリ忠義不浅事

右余々其國在陣衆にて彼父子は可被申渡候若某

辯事於有之可矣候早速予の過ちを改め可相隨乎  
其宜者也

文祿二年五月朔日 秀吉在判

高麗陣衆

各御中

○島津入太郎波多參河守兩人之事

一島津入太郎軍兵庫頭被虜其力士上へ軍役已下兵庫  
頭次第ぐるへき事ふるよ内心ハ一向不許容の  
由は假大刑令ニ推量一假よ兵庫頭へ稟狀を曉無申斯

者ふれハ斟酌よ思ひ其力をすふ是軍の先駆を遁れ  
き遠慮する事無き事

一船着を好み此の中よ在陣の由是れ朝鮮表味方  
失利事とありハ先退散し已ニ居城を自由せんと  
の内存よ假費何れも勇者の懷ふとあらよして  
臆病者の所好ニ假事

一先年九州令出馬の刻何の忠節と雖無之兵庫頭  
達て歎申よ付而本知分令安堵早其上上方普請  
茅園東陣被成御免假の處左様の高恩をも念忘却  
刺野心を相含サ仕立不及是非一假事

一其身の長い十人計の財よて小西根肆守所へ可有之假  
堪恩分の義直而可被仰付之事

一 波多三河守事鍋島加須守典力ノ被仰付上ハ日前  
可レ令出勢ニ慶臆病ノクマヘ鮎川コマツイ口ロ船着リ隱居候事ハ云無所存ニ云旁ノ以テ其罪甚深候事

一名護屋ノ波多領知ハ慶今度旅館ヲ取立シ令居城假向別而左様ノ氣遣ハキモ仕先手ハ可罷セ之處却ツて船着シを便リのトヤの時節ハ相待の由其浦ヘ無隨候事

一 此頃都ハ有之諸勢引取リ候砌途中、罷出補其ノ其輩ヨ准セんと欲キる由ズ以猛惡ノ義ニ諸人ハの見カらしシよはシ物ヲ掛カせらシ候ハくタれト死罪をいシ免許ハ勿論知

行分ハ被召上一家財等ハ被下置候事

一 先年九州令出馬一の刻波多事可及改易一の慶立置被下候様ヨて鍋島手ヲ束々面ヲ柔ウリ詫言申シ付而本知分令安堵一早其上遠國ノ義不便シ思召京都ハ普請并關東陣ヲ被成シ御免ハしき左様ノ事ヲ不存出一の義傍若無人不及是非ノ事

一 其身事黒田甲斐守ト小弓ハ預ケ置キ候余可得シ其意者より堪忍シ領ノ義追ツて可レ被シ仰シ候事

評曰大友侍従義統島肆又太郎波多三河守事理  
義子逆ひ人故よ頗ひ已甘利せん事を出徵  
の内よゑくは一ふ思ひちめ外ふい士の格  
を街と云ても天命無私よつて斯秀吉  
卿亡くは全く公のセし給ふよ非  
ちのれ理よ逆ふは因てせつから亡む有り  
天の理ふり明ふるう有り

○名護屋御陣所よあひて秀吉卿署次に御土立よて  
脚遊興の事

一文禄三年六月二十八日の事ふるよ亂烟ふと廣  
く作りふゝゝる所よもろて旅籠屋ふ  
と併いりよど簾相よ營み近商人の真似を  
あされつゝ、各々をし慰み玉ひて長陣の傍  
を補ひ玉ひしより脚出立、柿帷をめされ  
薰の腰蓑をあてりれ黒き頭巾菅笠を  
脚肩よ物一味よの孔召され候へと  
有りしふり  
一大納言家康卿ハ所へ賣は成らせられ阿シカ  
ハシと大やう聲しまふよ又能く似侍  
りくあり

一丹波中納言秀勝の漬物瓶を荷みてかりりと見  
饥めさせくとぬは、てに割り給ひへかめでうは  
うす有りへあり実は若き事何事も無印も有  
よふと思ひれて年もゑるへきものふりいや  
よゑはくきものてれ有りと云ふ人多きり  
しあり

一常真公の遍參僧は成り玉みて文庫作浅間  
けふる同宿は持せ修行者の躰はせりへ玉へ  
とせ地は衣を着せざる様子にて大ちやくみ  
見へ

一加賀大納言利家公の高野ひおり九发を宿す  
かけゑどく聲を長く引ひいかよ宿借り

一徳生氏卿卿の前ひ茶賣は成つて秀吉卿へ極  
上の茶を乞ひうせば、價を強く請ひ候ひ  
（一無有）

一三招えい赤き羊帷を上よ打まふりはるめせ  
又脚用の物もふと云はへうやめ打喰ませ  
信ふべ又ふう（三橋の屋川井術家の  
津川玄蕃免り見え）

一徳田有樂老の客僧を立させ玉ひ修行者の老僧  
は爪脚結縁あり汝歎と請信ひへり秀吉卿  
御手つてら二つ施く玉ふをいや是つ然せぬと  
ていも（きをて所望せり）（せり）いとむ

或曰此有樂老、織田備後守のま子原五と云  
人之

一有馬中務卿法印、有馬の池坊は成て湯文を説  
廻り有馬の温泉の徳をさことく言ひ候ひ  
所から實み能き作意かふと思ひ此人も物  
毎の相應は宜しく侍う人をちぢれいとうらやま  
くを有すれ

或曰此人ハ根州有馬郡の主として代々目出度  
人なり玄蕃頭の父也

一前因玄以法印も比立尼も成恨ひとさせひ高くふ  
こりくる比立尼のよくてしうるかほさしも有

かかしけふる聲して唯念佛を常々申せ  
必佛も成るそと說法し侍りぬ去共先つ此世を  
一は心よかけ来世の事ハ考几才十子行ひ候  
へし念佛もつりく侍り、昼寝をして  
脚氣をもつけ心を正よどちふけ至りひきあら  
現世の理は宵かぬやうとのせ行ひ候へ  
生き来る事父母の氣より古父母の氣の天  
地の氣より天地の氣の不生不滅あれ人道と  
して安排する事ふうかる事ふりと説れど  
りとも一直つあり

此外殊宜座無僧鉢押猿遣ひ種々さまく出で  
る有し也

一 旅籠屋の亭主よ、  
藤つむとて殿下の脚中居ふましに白きちりを  
肴し黒糸子のまへかり 祉タヌキり紅の糸みて打てる  
ふり

一 旅籠の亭主よ、三上典三郎をあし玉ふ嗅ふいと  
ひふつとて是も殿下の脚側近ふ有しと借さ  
けめ玉ふ出くち、阿うはしき廣神の浴衣アヒ傳  
子のわるさもあんはん頭巾をかぶつて脚茶アヒ  
り候へ阿う、のふる饅頭カツリまし候ふ  
ご云けり又藤はば、御めしまし候へあま  
酒ときり麦込脚入り候と云ひ、殿下の脚手を  
引くやうに申せ、殊の外脚機縫カツリにて布袋の

呴るやうと目と口と無き様子見へさせ給ふて極  
署せ忘きさせ玉ひ比上の脚一鳴や有へまく見へ  
させ玉ふふり

或曰此戯の旧き例よてもや有やうも唐律よ  
於てて七月令會の頃やつれと云様の戯そ  
あり後世まで賤ひ侍の如

○朝鮮船着之肺々取出之城之事

一文錄三甲午秋朝鮮船着之所々塞し取出之城二十ヶ所  
被仰付弓箭鉄炮玉礮等狼裔乎之人数多くゝゝ被入置  
諸勢悉く可被納し旨四人ノ奉行を以被仰出けまゝ  
上下の欲シ一方ふら之事ふ々有けろ  
一金山浦爲通路對馬之豊崎毛利民部大夫加勢自分と  
8五千ノ着到よて被入置

一九州爲警固一名護屋、寺沢志摩守 加勢共兼千賀殘置  
玉ふ 如斯朝鮮九州ノ仕置等堅固ニ決汰一玉い  
つゝ八月十四日立て脚馬を仰玉ふ殊々外急かせ  
玉ふよ仍て二十日餘余ノ行程を同二十立日大坂  
へ脚着船あり脚釐中京極脚所并幸藏主 元方

ちや向。ふと、二十七日は御参着有り上下喜悦  
の眉を向き、と目出庄うり切り禁中より帰  
國の義御被ふかはさるゝの旨、勅使薦亭右  
府御下其外清花、諸内跡公家衆の御見舞。  
諸寺。諸社より御祝修の奉教上と捧けめの  
不て、内前市をあくつる事八月二十六日より  
九月中々及へりといといえしかりけり御果  
報ふりとそれ一あくて云めへ是故

○甲午九月十八日大坂西御丸御能之事

翁 暮招新九郎

旦股

レテ

今春太夫

笛

八幡助左衛門

ワキ

春藤六右衛門

太鼓

植口石見

小鼓

今春又次郎

太鼓

山崎卯兵衛

旦股

アリ

祝 祚三郎

笛

長 次郎

田村

レテ

秀吉卿

大鼓

大藏平藏

小鼓

幸五郎次郎

ワキ

山岡如軒

小鼓

大藏平藏

定家

レテ 今春太夫

笛

伊藤安仲

ワキ

下村

小鼓

樋口石見

大鼓

樋口石見

皇帝

レテ 今春太夫

ワキ 甲田

笛

八幡助左衛門

悪鬼

招浦伊守守

大鼓

大藏平藏

貴妃

伊藤弥太郎

小鼓

大藏道遠

レテ 今春太夫

笛

竹友

大鼓

樋口石見

小鼓

いやー与三郎

野守

ワキ

下村

レテ

今春太夫

笛

長次郎

大鼓

加奈屋甚兵衛

ワキ

金春善三郎

小鼓

早川源藏

羽衣

鶴

レテ

金春

笛

加奈屋甚右衛門

大鼓

幸五郎次郎

ワキ

甲田

小鼓

山崎卯兵衛

笛

八幡助左衛門

大鼓

甚六

源氏供娘

小鼓

ワキ山岡如軒

又次郎

笛

長次郎

大鼓

傳右衛門

山姥

レテ今春太夫

小鼓

いわし子次郎

大鼓

春日五平次

以上

○朝鮮陣七年之始末

一文禄元壬辰三月朔日秀吉卿都を出立し王ひ肥前國名護屋より着陣ましにて朝鮮へ軍勢を度越一王ひノニ大政所御旗より付内年七月二十二日船よりて脚帰洛有之又九月より名護屋へ脚下向有之也一同ニ癸巳復加藤左馬久等重而朝鮮渡海の折節船軍有之

一同三甲午八月二十五日將軍大坂へ脚帰城あり三奉行衆より朝鮮より帰朝を  
一同四乙未よリ戊戌年正四ヶ年ハ朝鮮船着地シ利金き所要害十ヶ所番手の勢力を置信ひ一カ度長三戊戌の秋在陣シ勢急し帰朝トサ

○城州伏見掌向所之記

殿下秀吉公曰今世之教寄者ども其道の実を失ひ善を以つて衛ふ也些る間伏見山里に茶屋を嘗々諸侯大夫其外茶比道をたき侍る輩ヒタチを集めいよしん能きをき者との吉の葉の葉の露をしりきさんとて此亭を立置きしる承允長老記之曰

掌向所記

城州伏見里者天下勝境也大相國相攸築大城營華第栽松竹作深林建高堂号掌向所堂之四惟構第屋屋中一一賦倭歌吟詠風景矣集故人英豪煎仙

茶而為數奇可否堂前有長橋過此橋者見江山烟  
景不知歸期故名之以日昏於數奇其心親切者臨  
此橋上可啓町希永不論親疎咸景之深招以欲為  
賓客大相國外隆作勝遊內不忘干才大明已入  
貢朝鮮悉征伐四夷聞風來亨寔古今名相也

慶長三年戊戌孟春十一日

前南禪承允謹誌焉

○唐使再渡之事

大明正使參將謝用梓副使盧擊將軍辛愚兩人再  
小西攝津守同船至八月三十日大坂着岸之  
日正使備前中納言秀家所遣て馳走可申副  
使蜂須賀阿波守所遣て饗應一候へとふ  
り九月朔日御礼申上則大明之皇帝より御裝束  
紅葉衣色赤袖紫綵大口獻翰書

生物

孔雀

麝香

白象

黑象

馬

唐大

織物

金襴 百卷

純子 百卷

綾 百反

錦

五十卷

繻子 二百卷

紗綾 三百反

皮物

虎皮 三十枚

豹皮 三十枚

唐革 三十枚

青皮 三十枚

猩々皮 三十枚

唐革 三十枚

大明に丙辰宿より御城迄の行列に唐の衆物と來

ト蓋カイをさしあけりき笙。簞ヒキ藁リヤ笛 太鼓あと  
の鳴物よて幘シテをさへせて參りしより千疊敷  
よして脚對面則饗膳給りり脚茶道侍りて  
脚暇シテ節奏シテしめやりよ御礼取儀ひ立子  
けり二日大坂を立伏見ハセミをさして上りけろよ  
午了刻より而もおち出しうい牧方マツカタよ泊り  
ぬ打燒ハラヒき大雨ふるよ依て逗留し五日の日伏見  
上着ヒダ上日御城へ被ハサウエ召寄一饗膳被下其後駿守  
ハ召されけり青具シロヌカ之刻持を上げけり段  
くふ全銀ゼンギンを以量シヨウき立てる種ヒメの調度様々の  
屏風帆帳席座鋪の見事さ無さぬ詞と及ひか  
こきこ感ハラハラしナリさせくはふ渴ハラハラす

事々山里へ物を送る富田左近将監を亭  
主は定うき麺子の御振舞にて有はるか  
よひせ計ふる衣裳を十五六人勝り出一光  
櫛もありある衣裳にて花やひよ出立せ玉へ  
落を含める花の顔を風ふひける柳の  
姿とも云つゝ頃て御酒宴始りて今やうの  
小歌あと一やうこうたうて時一うあで物  
しけれい唐使どもまからふく見へよけり  
斯て脚茶よ成りしゝ施華院の手よへよて  
唐茶被下せるよ富田さやきするゝ同しく  
ハ小替の脚方致かいほの脚方ふとの手よ  
あら一降無有らえりとすく西便感悦し

御恩情よりて離苦得樂一世の初よかしま候旨申上  
譲て見へて立よけり秀吉卿朝鮮の帝王を帰朝させ  
せ信ひに車腹立候ふて大明と朝鮮の如き虚説有  
へきやおほしけり今度ハ脚送輪も無く唐使をも  
留候ひて早速帰玉ひぬ大明人上下三百余  
人船にて下し給ふ八日よゝ環の肆へ着しか  
小西もてふゝ善盡しけり九日滞留一十日又  
出船しさにへきと催し候所へ増田右衛門  
尉脚使とて下向し種の脚音物夥しき事と  
云ふり唐使立帰り奉旨御礼申上侍りもと  
云ふと増田固辞しけれい順風帆を舉け九  
月十一日帰国してけり

按秀忠を慶長元至辰九月十一日と有  
る。軍記の方枝元の書譲りある。

最初の未便曰年文禄三甲午の秋之  
事ある。

○大河内氏左衛門秀元相討の首を譲りて言上  
見る事

朝鮮國々於て極月二十二日味方大敗軍の刻  
黒田家臣大河内氏左衛門尉秀元三村紀伊  
守は二騎殿にて引拂ふことあり。大明  
人秀元が馬前をよきつて通る秀元棄りけ  
抜て拂ふ太刀を除ることあり。三村が前より

馬を乘り倒りさり三村龜下りて相討と言葉  
を口つ紗つて其首を折取り其夜三大將の  
前より紀伊守が首披處。曰今朝大河内氏左  
衛門尉と相討仕ると披露。三大將驚て仰て  
シ今朝の仕合。斯高名を云事。西人の手柄  
無比頼と譽られける秀元さし出で曰紀  
伊守言上仕候處全く相討みて無之候拙  
者か太刀の人よと馬よせ何より不申候と  
披露。三村は是非相討と申候得共秀元少  
じ合点せざりけり。加藤主計頭曰備ひ聞  
き事ふる争ひふ主計がりの其末れと呼寄せ  
て能き侍の言葉を聞いて明日死ぬし功掌

よせよと云きけら太田龜彈守曰大河内か言  
分は任せ紀伊守一人、高名よをへーと云  
申して立とり主計頭清曰大河内を近付け  
て曰若年こりとりへとも無類ふる言葉可取  
相討の百増倍勝りこりと讚譽せられたり  
侍の義理、寔よ明らかふるへき也

○豊臣家五奉行之事

浅野弥兵衛尉、秀吉公の御臺所と同一はら  
からよいあらぬと兄弟の因みありけれハ  
無事内外共よ評議つ座よもほきざる者也

前田玄以、信忠卿よ仕へ奉り時めに出てくる才有信  
忠卿才勇兼備、くし明峰成くのい御見立向  
くく、有らじとて擇み出されし長束、丹羽  
五郎左衛内よ仕へ、毎物の裁判をへりき滞る  
事ふき者ふり、増田石田、江州五郎入部の  
時より吾よ勞を盡せし、之後よ増田、萬事  
損益よ曉ふして其性剛也、石田の諫よ付て  
、吾か氣色を取らむる諸事有姿を好ケン者  
也とて五奉行よ定め給、前田徳善院玄以  
浅野彈正少弼増田右衛内石田治部少輔長束大  
藏大輔とそ申ゆる如其五人一職よ定め置る  
、毎事はう行まき、余

一 德善院僧曰“諸司代として洛中洛外了出入  
神社佛肉ノ義ニ至る迄一人にして裁判可申

假事

一 長束大藏大輔ハ知行方其外萬算用等ノ義  
已ハ任シテ裁許 可仕之事

一 津野増田石田レ三人ノ萬端 可然様ニ執行  
乙諸人不痛様ニ令ニ分別左ニ候 大ある事  
相帶る事ナカニテハ五人として令ニ相談其  
宜子付テ極ム可申 大輔定リニ事をい

一人二人してソ清ト可申事

一 国ノ大阪出萬出向ノ義早速 堇明假様  
申新有向鋪等

一 訴等の義ニ付而ハ心を虛シ 前届可申候  
富威愈備リニ有者ニ才勇不足ナシテ殊ナ貪  
者の公事ハ不レ直漏底 前述有つて不思汚名を  
可立之事

○ 宰相有司病之事

宰相ノ日本ノ忠奉行仕置ノ任也  
有司ハ小奉行也

第一 私欲依怙畏負

第二 以私之宿意報。冠事を密ニ謀リ其趣を強て行  
エ敷

第三 金銀を蓄ヘ過酒宴遊無外間モキ女色羨食  
等

○右此病根きハ坎處カニ引續キ書寫スキ<sub>イ</sub>餘白ヨウホ生セヒ全ゼン書寫シヤク者ヤ誤ミナリ

右此病根きハ貪欲タマフクを為ム本ツとシテ此病根きをノち癒イハ  
て道理リョウリを精シラフ取行ル言信ギンシン等ドコロ納メヘシ志シテ  
可ハシルれどり其航カニ義ギ付スて其利ギリを望ム或ハシル  
代官タガノ等ドコロ百姓ヒンと出入スルあシ出来シテセム領リ芭ハラ  
苴ハラを以テし或ハ寺社鎮ジサジン或ハ富家ヒュウガ讓シふとの  
争ハシルひよ付スての音信イニシヤ小分コブとシテ云スへシ必ハシル  
をシテ内シテもハからハ獨ハシル自他ジハ恥辱ヒラフ道防ドウボウへシ事ハシル  
肝ハシル要シテ候ス也シテ

評曰奉行ヒヨウの中シテ取立ハシルの医シテ功シテりシテ他ハシル医シテをシテ

人ヒト文ヒトモト之シテ奇妙キマツ覺シテ侍シテる之シテ異朝イチヨウ之シテ宰シテ  
相シテの才置シテをシテ人ヒトがシテ親味シテ握シテ

ハモとせ是もよつて東西のまでの人と云  
共才智さゝ明うかふれり異朝も寧相  
禮も准任せしと之歎因て德義を呈き  
出を人多かりしとうや

○日本古禮之内專用之余

是ノ小頤甫庵道喜輯錄の大内記ニ有之八物  
詔の内拔書ふり

一官職も責任必可撰於人才一事

一忠孝烈女寢備并碩學博識ノ茂才等可記上  
の事

一立師道ニ勤學ニ之事

一撰於獄官而能可任之事

一忠孝烈婦ニ直中和全キ人之罪可宥之雖然因ニ其長而  
常ニ有テ要心可及解官ニ事

一再犯不可免之事

一十歳より内七十歳より外ノ罪をへりうさる事

一士庶人ノ子十歳より至ニ十五載ニ可勤於學問ニ之事

一家財等其身之分限より過レテ用まレキ事

一民ニ應セざる法を不可宜ニ事

一繫寡孤獨之者專可憐改レ之其外旅人告る事無き  
筆何茂可加於慈悲之事

一五百貫千貫より上一村一郷知之者不可奪ニ商工之  
利但武具除レ之事

一乱ニ五倫一人有リハ可教武之不用則可獄之事

一守ニ五常一輩平人子替ハ可有其品一事

一其家ノ長子ト云共惡心有リハ家督ノ義可和遠慮之事

一所領之事其家ノ傳未有モハ永代可給之官職ニ付テ殆ドモハ可限於其一代之事

一太刀刀金作除之鞍鎧等時價紋金覆輪錦の直垂。繁糾纖等官人國司大將之外不可用之事一旅途自由之義不可有之事

一國守等可勤儉約些ル則ハ國富民安して奸人有ま

一き事

一下鳥一玉付能禾二升を以買中鳥一玉付三升よ

一斗二升ナ至テ買工を云大鳥一玉付一斗二升より上を以買工を限る

一耕作人飯の呂料。春一日之食能禾三合雜穀四合作業の日ニ能米雜穀二合を増す工以曰一  
下鳥下臭を食ヘ一張の里歛リ赤紋の三畳不謀の折敷ニルヘ一衛工ハ朱漆黒紋四畳二枚不可食。五菜之余是ハ不食秋ハ黒米六合作業の日ハ昼食を増す冬ニ能米四合作業の日ハ中食ニ食を増す

一秋冬ヨリ中春まで清酒を用フナ過ニ一中春中五月より濁酒を用フ無所領ハ四民何者如斯也

一耕民行年四十以前不可無事。有病則來。商工  
・・來るへと但不免。範之士。鞍を免之。

一有所領一士民雜穀除之若一用。天恩を思ふ。近  
し珍客有る日。三汁七菜。外不。用之大鳥大  
奥制之老年よ及て。清酒を用ゆ。若愛。酒。民  
を憲むふる。折敷の廣さ一尺二寸内朱外  
墨塗。食。一食を。時。辰申の二時。定之  
一日。食能采。一升。度。之。園司等。以能采。六升  
當。干。一日。六署。黄文基。用之。

一制外。食或之。若用之。背天也。

一耕作人衣類の事。黒麻布。小文を付。青黃を  
薄く濃淡するを上着。又さし。五所紋

付くるを。用之。下着の小袖。麻五色。何用  
乏。士。之格有之。是を私。不可出。入一事。

一僧。木食草衣。而。一當。除。絹類。去。騎肆。可  
守。儉約。鎧戒。佛戒尤善。

一有所領。士民。絹面。裡布。五色。何用。之。下衣  
・・紬布。之薄絹。を。用。之。行基以後。免。之。之唐  
織物。綾等除之。

一四民之中。百人。同有。絹裏。要用。若尊。夜の吉  
き。を。持。領。有。則。可。着。之。不。可。續。之。子孫。一也。  
一步士。紬。より。上制。之。

一余。先祖。一日。限。當。日。以。慈悲。為。主。之。其身。の程

子不過強て僧を用るゝ思成るへ一合<sup>カナ</sup>ニ祖心<sup>ムツコ</sup>を  
以て孝<sup>ヒメ</sup>之勿論自身<sup>タシ</sup>之ヲ

一國守ハ祭ニ山川之神而余<sup>レ</sup>祖事可<sup>レ</sup>任其法也  
洋曰上古之法<sup>モ</sup>用ひて新法の宜<sup>モ</sup>加<sup>ヘ</sup>礼法  
の書出未<sup>ム</sup>ハ民安く國富庶人<sup>ミ</sup>身の程累<sup>ワタリ</sup>  
有<sup>ヘ</sup>からり禮法の書無<sup>キ</sup>は因て其程<sup>ミ</sup>を  
心仕セ<sup>ヨ</sup>出入ル之依之軒人の堂類多く見<sup>ウ</sup>

一改<sup>ハ</sup>事少<sup>ふよ</sup>して用<sup>ニ</sup>善人<sup>ミ</sup>を以<sup>ハ</sup>貴<sup>レ</sup>

昔荆公子年十五<sup>モ</sup>して相<sup>シ</sup>事を接行<sup>セ</sup>孔  
子是を聞玉<sup>ヒ</sup>人<sup>ミ</sup>を以<sup>其</sup>政行<sup>ミ</sup>を見せしめ  
うる使者又命<sup>シ</sup>て曰其朝庭<sup>ミ</sup>の事を見る<sup>ヨ</sup>清

静<sup>シ</sup>として事少<sup>一</sup>其堂上<sup>モ</sup>有<sup>五</sup>老人一堂下  
ニ三十人の壯士在<sup>リ</sup>と云<sup>リ</sup>孔子曰二十五  
人の知<sup>ミ</sup>を合<sup>セ</sup>用尤至剛<sup>ニ</sup>久采<sup>フ</sup>る<sup>ヘ</sup>  
寔<sup>ニ</sup>斯<sup>ノ</sup>如<sup>ク</sup>ふう<sup>ニ</sup>治<sup>ニ</sup>天下<sup>一</sup>こと<sup>シ</sup>其固<sup>ヨ</sup>乃  
う<sup>シ</sup>

評曰一矢十矢の強弱有<sup>リ</sup>昔十人の男子  
を持<sup>レ</sup>人百<sup>ト</sup>セ<sup>ヨ</sup>近<sup>シ</sup>一<sup>ト</sup>て終ふも<sup>ト</sup>セ  
一時矢二十を以<sup>テ</sup>十子を左右<sup>モ</sup>にて  
云<sup>ケ</sup>る、七十の矢を一筋<sup>ツ</sup>つ<sup>、</sup>折<sup>テ</sup>見<sup>ヨ</sup>と  
て出<sup>し</sup>けれ<sup>、</sup>則一筋宛<sup>ヤモノ</sup>と折<sup>リ</sup>侍  
り<sup>テ</sup>又外十筋の矢を紙より<sup>シ</sup>して併合  
せ是を<sup>シ</sup>折<sup>テ</sup>見<sup>ヨ</sup>と申<sup>セ</sup>一時長子<sup>ヨ</sup>

折て見るゝ曾て折り疋さりけり翁曰  
能く心得へ一十人知力を合せふり至剛よして  
久采五らゝしと也殊モ忠恕を以て先と克  
ハリ斯て彼ヲ十子闇ふく和睦して子  
孫末々小至て皆暮久く深く侍りしとの  
セ寔ニ三十五の知体合せし豈ふ弱え乎

○教戒

平生人を教戒ある時申ゆく左の事

を以て示し玉つり

一子を至愛する慈母立陣を立る事

張童子云人間寧不書を操り廣く讀侍つけ  
るより外未の朋友謁する事有り時母必立  
陣を一侍るあり政務の事故文學性理  
の事も評判一つ慰汝時母聞て悦  
つゝ能く饗應を嘗めて寔一けり雜談  
浮説にて空しく日を送る時聊不豫  
の氣色有て饗ふさゝりと之が最尊  
りけり

一母至諫をる事

陶侃と云人翠陽縣の吏と成て海邊の事を  
と奉行し侍るや或る時母の方へ蝶アゲハを贈り  
けるは悦ぶ氣色ムラカミ無く其蝶を辞しけり  
其送簡ハガキ云今汝海邊の奉行を備へり  
汝蝶アゲハ亦他物乎非アリ何そ官物乎此き物  
を以つて吾よ饋アシテお是我心を養ふアシテ非アリ  
却つて痛まアリも可也向後如シテ此物アシテを以つて  
贈る事アリか此亦私用をアリる事アリ此と書  
ひりける

評曰代官ふと汝汰し侍る人此事を以鑑  
戒アラシて取アシテ官物アシテを私用をアリる事アリ之アリ罪  
何れは因アリて歎アシテ至アリり都而罪アリは沈アシテめる事

「主君」沈アシテめ給アシテぬ也唯己アリを利アシテる事  
の過アリを以つて也

古記さうしの中アリ

とかあやふをためて思ふ以アリとふけを遇  
して身をへくるためよけり

○ 孝道

前同断

一 父母の罪を受て父母を哀憐をうの孝其誠  
を盡す事

伯俞過てゐ事有り其母是を咎咎するを俞泣  
かれしも氣色見へしかく母曰今汝汝も  
事何故そやと俞曰母上の脚力ヲ今且つちご  
ろへ玉ふよや答答玉ふ事昔より軽く覺へ  
侍る爰を以つてゐ所ノササあへ里めど也呼  
く最最みめれふ

一 益無孝心深く父母を嫌ふよ志よ順順に事  
そ専ら務めこれ家貧しけれい葉を抜ひ  
養ふよ楚楚辛辛勞力を厭つて誠を盡せり

斯くて又亡り。哀號し。筈性を滅ぼす近  
1 答そ地より數其上の居る事三年旨味を  
知らは。顏色憔悴せり。此時二弟未て地を  
据り穿つ事有り。是を見れり。黃金千両有  
り。是天に甚ふる所ふり。所謂誠へ天之道也。  
是を誠よきるべく人道也。是より何事不幸  
ひ有りて大ふる富家とあまき。

詩曰

掘竈何由遠得金。孝誠於此感天心。一時不  
但家能富。赢得香名説到今

○夫婦

一夫婦、人倫の大綱

或尚於郁離子。曰。在律婦七書聖人之言矣  
曰。是後世。尊夫之所云。非聖人之意也。  
其婦後夫者也。淫也。砾也。盜也。不孝  
也。多言也。五者天下之惡德也。婦而有  
焉。出之宜也。惡疾。共無子。豈人所  
欲哉。非所欲而得之。不幸之大者矣。  
而出之忍矣。夫夫婦、人倫之一也。婦  
以夫為天。不矜其不幸。而遂棄之。  
豈天理哉。

一婦の諫。順ひて天下の声名を発する事

樂羊子遠く巖師を尋ね求め學ひける  
か三年にして歸り來り妻睨て其  
故を問ふ羊子曰久而懷升給ふよ依て  
来るりみ無他妻の曰刀を以て機に向  
て些機生糸繭一成於機杼一糸を累て寸  
々至り累寸不已則遂に成夫匹ト我今此  
機を断ふに成功こちこ立ちす空に  
所を知て勤め明徳をみうき給ふへし  
若中途よして荒み絵ひふ何ぞ此機を  
折る豈ふうんやと諫一か其言を感  
而往て學を積明徳を磨き卒乎聲名を

天下を発し古鄉を歸り来けり

評曰夫婦の間の義を先として修むへし

一志士仁人、本妻を能く擇ひ可迎事  
予年未子の父母似侍を見るよ小  
分い又似大分、母の心は似賢夫は  
“似もして悪心する子多かりけり因  
て先祖の家業既に絶えどりされ、北  
又不孝よ極り、然則先祖は對く孝  
ひき事尤至當也近頃土仇長曾我部  
の農州稻葉伊豫守武名芳さくて遠路

を事させり豫州孫女を迎へ取せりと  
深き心緒と其頃汝汰侍りき  
詳曰愚心あるや、殊の外何ときとの  
と皆能く知る所也。久々にち此と歎と  
云くせ物よ誇りせられ愚心あるをり  
厭の日迎るゝふく國字等の息女  
の又時めき出る人或富家或い  
親族は便有者の娘り也男としてや  
よ恥へき事ハ彼武部が云ける今惟  
（此より）もう一かこちをい更より  
いもといて惜しひうちりうましき寔  
（此より）ふくいまゝ物まめやかよあらかふ

る心のむむれふらくよるへをほめの  
頼み所と思ひかくへのりけりと照そ呵、  
よし向しあまはのまこと付てさくされ  
世の浅ましさよ

○舉賢

小人の秀才論有才力干成功  
心を潛め能く思ひ給ふ、小人非一才の長、  
くる所有り殊よ其才力大くましく度量  
伸くる有り明君、是をつかり得聞君、是  
よ漏れてせらあり夫れ天下國家を速成の功  
を立くと思ふ人、其秀才を能くはうひ成  
すやうは工夫をめぐらむ、成功早き

のあり大志有る人豈成功の疾るるへき事を  
信せさらんや

一人を甚愛して萬人の心去り行患の事  
世多く才高く印アシタマ入て護アラシひ阿アマねるト人  
獨を甚ざ寵アシタマ用ひて群臣恨を結ふ患ひ  
あり是れ己の才智アシタマはあり衆知アシタマ信せ  
さるよりふるるも有り又衆智アシタマをアシタマ信  
工夫アシタマをアシタマ且アシタマ盡アシタマ云アシタマとアシタマ己アシタマ好む方の  
強きアシタマ引きて此患アシタマあへアシタマ有り近アシタマき  
を以て云アシタマ閔白秀次アシタマ粟野杏頭アシタマを甚愛  
し諸臣恨出アシタマ毛利輝元アシタマ伏せ石見守アシタマを  
事アシタマ用ひて何事アシタマをアシタマ任せアシタマノアシタマ群臣有名

無寃の上下アシタマ成て和アシタマく事アシタマありし也  
詳曰罷アシタマ一人而已アシタマ事アシタマ唯アシタマ驕アシタマ肆アシタマよりアシタマ政アシタマ不アシタマ舊  
臣多く恨出アシタマ未アシタマ和アシタマく事アシタマ無アシタマ周アシタマ公アシタマ曰

無アシタマ備アシタマ干アシタマ一人

一國家之守又多アシタマ在アシタマ謹アシタマ於近習アシタマ共アシタマ内縁アシタマ

天下國家の乱アシタマ東西アシタマのもてアシタマより起らリアシタマて  
主君アシタマの恭席アシタマより多く根アシタマり事アシタマ有アシタマこと  
へアシタマ故アシタマ林甫アシタマ奸アシタマ有アシタマて外アシタマ禄山アシタマの亂起  
るかにアシタマ猶近アシタマきを云アシタマハアシタマ肇秀賴アシタマ公アシタマ石  
田三成アシタマ傳有アシタマて東アシタマのもてアシタマより上校家  
の亂發アシタマか如アシタマに宣アシタマつアシタマしまアシタマうらアシタマて  
一知國郡アシタマ者アシタマ能アシタマく似アシタマ物アシタマ辨アシタマ知アシタマをアシタマヘアシタマ一

質シテ賢ミありアリ忠シテ忠ミありアリ又  
國置シテ方ミを能シく似シセざる小人ヒト有リ如シ此ノ似  
せ物シテ溺シテ國シテの仕置シテ等シテを在シ國シテを亡ス  
事シテ有リ萬ミの患シテ真偽シテ向シより生スるゾ  
詳シテ曰シ邪ハ正シの敵シテふリ蕙シテ其シテ意シテ得シテ有リより  
害シテ無シ似シセざシのハ面シテむキをシテ見シる  
ふリ心シテをヤるモ故シテ害シテあリとシれ  
りハ事シテ有リのハ也シテされシ孟子シテ曰シ君子シテ惡シテ似  
是シテ而シテ非シテ者ヲ惡シテ之シテ奪シテ朱シテ也シテ孔子シテ曰シ卿シテ原シテ似  
德シテ之シテ賊ヲ此シテ御シテ原シテ君シテ子ヲ似シテ非シテ君シテ子ヲ以  
てスり

## ○朝鮮國

肥前國招浦郡唐津より西北シテ當石唐津より  
壹岐島へ海上十三里壹岐より對馬島へ海上  
四十八里對馬豐ハ浦シテ朝朝シテ東港金山浦  
四十八里と云シテ四十里シテ不足シテとシテ天  
明年シテ仙臺林子平シテ著述シテ之シテ三國通覽圖說シテ之  
内朝鮮國之大概シテ取シテ名護屋城シテ主シテ附錄  
走シテ

一朝鮮國八道シテ分シテ其國シテ日本九州シテ北シテ当南北  
斜シテ長シテ東西シテ狹シテ大概南北日本道三百里東西  
八九十里之國シテ也シテ三十五度シテより四十三度シテより

古 釜山浦、三十六度。王都、三十八度也。  
古代新羅、高麗云亦、三韓云或、韓林、皇浪杯  
と云々。今之朝鮮之事也。

其國の西方と北方と二つも長江在り即ち朝鮮地  
境、尽し處也。此兩江、中間玉白登山等の大山  
有て地勢を隔て故唐山と陸地之通路、無之云  
ヘ。其實、登東と地統よして離れ島よハ哉  
ラ。

其國の西都と云々京畿道の五城と慶尚道  
晋州也。固々八道より一つ事左の如

### 一 京畿道

二十八管

四牧。九府。八郡。五令。

十二監。六駁。六堡。海水

軍判官二。審査九艘。申査九艘。水使

一。檢使一。萬戶二。一縣。  
九監。四駁。五堡。檢使一。

萬戶二。

一牧。二府。七郡。四令。  
三駁。七經。僕士一。檢使

### 一 黄海道

二十四管

一江原道

一全羅道

五十七管

三十七監。六駁。六堡。中船二十艘。兵  
船二十艘。中船二十艘。兵

四牧。四府。十二郡。六令。  
三十監。六駁。十八堡。

審船四十二艘。兵士二。水使

二。虞候二。檢使四。萬戶十三。  
榷官一。

一慶尚道

六十九管

四牧。十一府。十四郡。一全。  
三十四監。十一駁。二十四堡。

審船五十艘。中船五十一艘。  
兵士二。虞候二。水使二。萬戶

一平陽道

四十二管

十九。榷官六。

二牧。十府。十七郡。八令。

五監。二駁。十八堡。兵使

一。虞候一。刑事一。檢使十

一咸鏡道

三十二管

十九。萬戶七。榷官二十九。  
候使二。檢使十二。萬戶十八。

三駁。三堡。北兵使一。虞候  
使二。檢使十二。萬戶十八。

榷官二十一。

以上都六八道

一北國の西邊義州より蓬萊へ至る日本道五十里又北  
京へ至る同く二百五十里より

一此國太閤の征伐頃迄、風儀懦弱にして武備の  
汰達と當世の如く、ヨリ無りり。故八道を只  
三ヶ月の内に陥れうきし也。其後大に悔ひ懲  
りて覽へて代々武を謂いて今ハ水陸の備能  
く整エリと聞き及べり。水軍八十ヶ所又有つ  
て平生水戦を習へしもと云へり。況んや陸戦  
をや星等の事ハ佐諺の兩降て地堅土まると  
云ふ譬の如し

一釜山浦、對州の陣屋有て平生士卒數百人を  
對馬よ。遣し置より星等の事即日本へ

手を下せし所ふるゝ

ニアヌル  
十銭

一其國常行の錢を常行通寶と云  
一其國全く清ノ西朝を舉れども本邦と通信を  
書よ。憚て清の年号を用ひて只支于  
を記して某ノ月と書を石也。星又日本へ手  
を下せし所ふるゝ

一其國の人物、都て日本唐山等の人よ。壯大  
にて筋骨もつよく食量も大概日本の二人  
の食を朝鮮の一人よ充るゝ。些共其心  
機あくまで遲鈍として不動ふ。此故ニヤ  
太閤の征伐は利を失へり  
一其國よて作れる文字を諺文と云。一字一音

五) 是を本邦、以昌波は配され、其文左  
の如

△ 卫 刻 ニ 空 刻 丑ト

スリ 因 ナ ドル 刀 行 タカ

△ 金 叶 刻 全 ノ ッ ハト

ナ ハムウ 申 卫 刀 引

△ 号 叶 刻 全 ノ ッ ハト

ナ ハムウ 申 卫 刀 引

△ 朝 古 里 付 亨

ナ ハムウ 申 卫 刀 引

右ニ傳寫の誤りあるゝと思ふるれども本書  
のまゝ書記す也。識者の校正待つ者也。

一七國の人物ハ代々本朝、末聘にて諸人見る慶本  
れハ其人物の図ハ不舉。朝鮮王より奉獻の物ハ

人參

虎波

豹皮

青収皮

臭皮

儒子

白綿

紬

鷹子

駿馬

其報物

等也

賄金ノ肩風

猪金ノ鞍

檜金料底箱

淡羽二童

亂茶宇ノ額也

正使副

従支三使

各百銀五百枚

正使副

従支三使

各百銀五百枚

綿

三百祀 上々官ノ白銀二百枚完 中下官の者共ノ

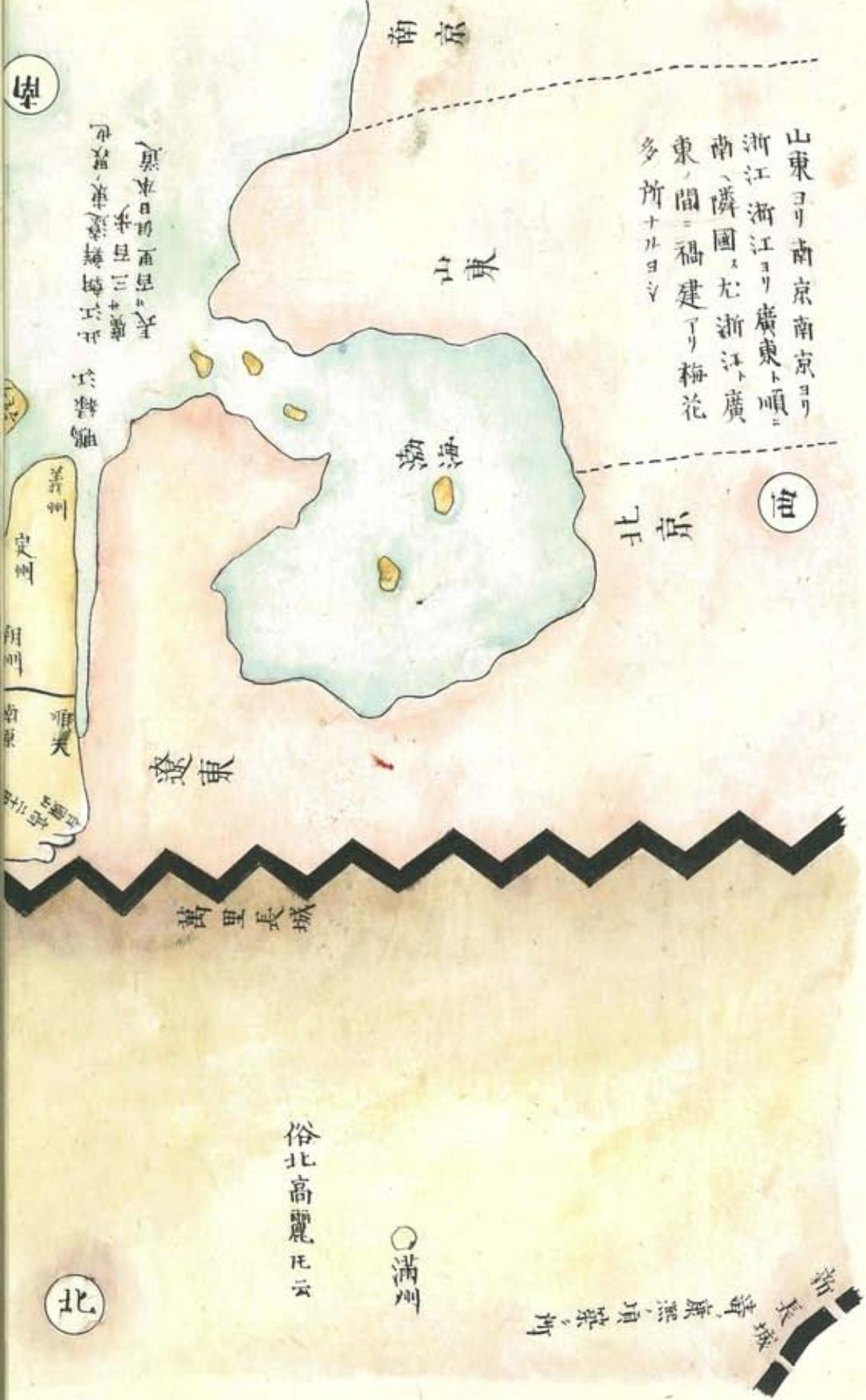
白銀千枚を賜ス也

是此獻酬の大略也

一鴻荒の世ノ其國を周ル者を檀君と云ス世ノを續  
く事千余年其後唐山より入て是ヲ治ムも  
シ箕子を始テレ初而朝鮮の号有リ箕子二代  
て其地王ルる者を衛滿ミ云其後孫或ハ  
唐山又入或ハ不入終ニ内亂ノして其國分れて  
三ノ成ル所謂三韓ミクニ其後新羅二韓ミクニを滅  
ぼして一統ミクニ又其後高麗コル王氏新羅を滅ム  
して一統ミクニ又其後高麗コル李氏王氏を代  
て三韓ミクニを統ム有て曰ヒ朝鮮ノ号ミクニを復スして

今ニ至ル)都ト上ニ檀君ミクニ下今世ニ至  
る迄の事及ヒ神功皇后征伐以来其國代  
々本朝は調庸貢献ミクニと有様又太祖征  
代の事杯悉く記ス志有ヒ其文長キナれハ  
是故累ミクニ且其治乱興廢の詳ミクニある事ハ東  
國通鑑有ヒ是ヲ由ヒて知スべし

右天明五年乙巳秋九月仙臺林子平述之書を以  
て朝鮮略說ミクニを成ス



朝鮮國八道之圖



○朝鮮征伐之節民部卿法印公鵠書

此書及ナカニ  
中公出之る由  
セナ

高麗落居士付 太肉脚渡海の節大唐出勢

右ノハナハナノ身

當卿様へ太唐可有進上候向内々其脚用意被仰付  
候ゝと自大閣被仰上候然者行幸之儀或等諸  
家之記錄を取記今日二十日之内に可被備  
覧之旨自杜者可申解の由傳奏衆を以て  
勅定候之間可被成其意事肝要不可有脚  
由新候

六月七日

兵部卿法印

玄以

恐謹言

伏見宿

二条宿

弟亭宿

九条宿

直衙宿

西園寺宿

一条宿

舊司  
宿

大坂御門宿

轉法輪宿

花山院宿

飛鳥井大納言宿

在因大納言宿

柳家大納言宿

御佛寺大納言宿

久下院中納言宿

四辻大納言宿

鳥丸大納言宿

日野大納言宿

持明院中納言宿

庄田院中納言宿

正觀院中納言宿

廣橋中納言宿

坊城中納言宿

正觀院中納言宿

善國中納言宿

中山掌相中納言宿

吉田左衛門後宿

伯三佐宿

莊左衛門宿

招木宿

紫室宿

中門院

虎鳥井中門院

西三条宿

六条中將宿

五辻左馬頭宿

圓中將宿

七条中將宿

六條左馬頭宿

上冷泉宿

甘露寺宿

冷泉宿

真蹟你

右秦氏所載 余與秦氏嘗以壹貫餘錢得之 董鋪云此所 群書類位所載豈公天正中所示某之等條 目文相成左契所不偉乎 謹而藏之

安政丁巳秋九月初七日 矢野玄識

48585  
0796  
15  
16=6

於隈大内陵 飛鳥陵佐原御幸 天武天皇在大

和國高市郡兆域東西五町 陵戸五畠

右文字有不審 依本書寫之猶可考

右御名下各御判有之唯近衛吉田上冷泉

右四家無御判



